

現場代理人等の常駐義務の緩和（兼任）に係る取扱い

那須町建設工事請負契約書第11条における『現場代理人』、『主任技術者』の常駐義務の緩和措置等については、次のとおりの取扱いとなります。

適用については、令和7年6月1日以降に入札公告または入札通知するものからとなります。

◎現場代理人の常駐義務の緩和（兼任）について

- 1 兼任しようとするすべての工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。
- 2 兼任できる工事は3箇所までとする。
- 3 兼任する現場には、偏りなく、かついずれかの現場に必ず駐在できること。なお、兼任する工事の請負金額が4,500万円以上（建築工事一式の場合は9,000万円以上）の場合において、現場代理人が現場に不在になる間には、現場の運営・取締りを行うことができる者（連絡員）を選任し常駐させること。
- 4 安全管理を徹底し、常に町と連絡が取れる体制を確保すること。

緩和については、上記要件をすべて満たし、かつ発注者の承諾を得たものとする。なお、承諾後、工事内容・現場の条件等により、兼任が不適当であると判断した場合は、兼任を取り消すことがある。

提出書類：工事打合せ簿

※連絡員を選任する場合は3箇月以上雇用していることが分かるものを添付
(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)

◎主任技術者の兼任について

- 1 兼任しようとするすべての工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。
- 2 兼任できる工事は2箇所までとする。

兼任については、上記要件をすべて満たし、かつ発注者の承諾を得たものとする。なお、監理技術者には適用されないので留意すること。

提出書類：工事打合せ簿